

令和6年第11回農業委員会定例会議事録

開催日時 令和6年11月7日（木）14時00分～

開催場所 羽曳野市役所 本館4階北会議室

出席一覧表

地区名	役職	農業委員	出・欠	農地利用最適化推進委員	出・欠
東部地区	古市	松永 年實	○		
		麻 隆司	○		
		笹本 育司	○		
				松本 武博	×
	西浦	塩田 勝則	○		
		高橋 寛	○		
		井口 優	○		
				辻本 弘吉	○
	駒ヶ谷	副会長	堀内 利弘	○	
			植野 純央	○	
			吉田 隆美	○	
				吉田 繁	×
西部地区	埴生	副会長	高岡 直吉	○	
				尼丁 正寄	○
	高鷲	会長	奥野 晋也	○	
			松本 忠久	○	
	丹比		大谷 章	○	
			小池 良夫	○	
				大谷 憲央	○

出席委員 (農業委員 14名) (推進委員 3名)

欠席委員 (農業委員 0名) (推進委員 2名)

農業委員会事務局 金森 淳 葉山浩章 吉村直樹 渡辺正治

案 件

・報告	第 25 号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	1 件
・報告	第 26 号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	1 件
・議案	第 24 号	農地法第3条の規定による許可申請について	5 件
・議案	第 25 号	農地法第5条の規定による許可申請について	1 件

以上、会議の顛末は、事務局で記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

委 員

委 員

【開会 14：00】

事務局	みなさんこんにちは、定刻となりましたので、ただいまより令和6年第11回の農業委員会定例会を開催させていただきます。出席委員数につきましては、定足数に達しておりますので、本定例会は成立しておりますことをご報告いたします。それでは開会にあたりまして、奥野会長よりご挨拶をお願いします。
奥野会長	みなさま、こんにちは、ちょうど一週間前には暑い暑いと言っておりましたが、今日は木枯らし1号とニュースでも言っていましたけども、これからまた寒くなったりしますので風邪などひかないよう体調には十分注意してもらいたいと思います。さて、先月24日大阪府の農業委員会大会に多数参加いただきましてほんとにありがとうございました。今月は農地パトロールということで5日の日にはすでに回っている地区もございすけども、また現場確認の方よろしくお願ひしたいと思います。また、今月28日バスによる府内研修会のほう実施させていただきますが、今のところ16名のご参加ということでまたよろしくお願ひ申し上げたいと思います。それでは、事務局の方、よろしくお願ひしたいと思います。
事務局	ありがとうございました。 それでは、令和6年第11回農業委員会定例会の案件の概略を、説明させていただきます。 初めに、報告第25号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 丹比地区1件です。 次に、報告第26号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 高鷲地区1件です。 次に、議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について 駒ヶ谷地区4件、西浦地区1件の合計5件です。 最後に、議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について 西浦地区1件です。 以上、本日ご審議いただきます案件については、報告案件が2件、議案案件が6件の合計8件となります。 なお、本日欠席の委員は古市地区の松本武博委員と、駒ヶ谷地区の吉田繁委員でございます。 それでは議長よろしくお願ひ致します。
奥野議長	本定例会は成立していますこと、先ほど事務局長から報告がありました。それでは、案件に入る前に、私から議事録署名委員を指名させていただくことにご異議ございませんか。
全委員	異議なし。
奥野議長	それでは、本日の議事録署名委員を笹本委員と大谷章委員にお願いしたいと思います。 よろしくお願ひします。 それでは、報告第25号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局	農地法第4条第1項第7号の届出について、ご説明をさせていただきます。 この届出は、市街化区域の農地の転用に係る届出です。 農地法第4条の届出は、自分の土地を自分のために使用するための届出です。 位置図①4条届出をご参照ください。 地区名は、丹比地区です。 対象農地は、野695番2 地目は、田 面積は、128㎡ 届出人は、議案書のとおりです。 転用目的は、居宅で、この案件は既に転用済の案件となっております。 現地確認委員は、大谷憲央委員です。 なお、本届出について、農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ありません。 現地確認していただきました結果、確認委員から異議がございましたので報告いたします。 説明は以上です。よろしくお願い致します。
奥野議長	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、地元委員から異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。地区委員、他の委員承認よろしくお願いします。
	続きまして、報告第26号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について事務局より説明をお願いします。
事 務 局	農地法第5条第1項第6号の届出について、ご説明させていただきます。 この届出は、市街化区域の農地の所有権移転と転用届となります。 位置図②5条届出をご参照ください。 地区名は、高鷲地区です。 対象農地は、島泉七丁目98番6 地目は、田 面積は、142㎡ 譲渡人・譲受人は議案書のとおりです。転用目的は、住宅です。 現地確認委員は、奥野会長です。 なお、本届出について、農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ありません。 現地確認していただきました結果、確認委員から異議がありませんでしたので報告いたします。 説明は以上です。よろしくお願い致します。
奥野議長	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、地元委員から異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。 地区委員、他の委員、承認願います。
奥野議長	つづきまして、議案第24号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案第24号農地法第3条の規定による許可申請につきまして、5件続けてご説明させていただきます。 本件は、農地の所有権移転を行うものです。 1件目です。地図③3条許可をご参照ください。 地区名は、駒ヶ谷地区 申請地は、 羽曳野市飛鳥923番20 地目は、畑 面積は、720㎡

羽曳野市飛鳥923番21 地目は、畑 面積は、1,200㎡

羽曳野市飛鳥923番22 地目は、畑 面積は、1,371㎡

羽曳野市飛鳥923番23 地目は、畑 面積は、277㎡

以上4筆 合計3,568㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

現地は、飛鳥地内の市街化調整区域内にあります。

譲渡人と譲受人は、親子の関係で、柏原市内に6,000㎡の農地を所有されており共に従事されています。

父親が高齢により後継者に農地の所有権を移転するために、今回申請をされました。

現地確認においては、ブドウ栽培のビニールハウスがあり、ミカンの木も植えられていました。農地としては管理されており、柏原市での耕作証明も提出されており、従事者も世帯人合わせて4人の体制で、年間150日以上従事日数で計画をされていますので、今後も支障なく耕作されると判断しています。

現地確認委員は吉田隆美委員です。

2件目です。地図④3条許可をご参照ください。

地区名は、駒ヶ谷地区 申請地は、羽曳野市駒ヶ谷769番1

地目は、畑 面積は、1,476㎡

譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

現地は、駒ヶ谷地内の広域農道付近にある市街化調整区域内農地です。

譲渡人は、他府県に住んでおり農地の維持が困難であるため、所有権を移転することになりました。

譲受人につきましては、息子夫婦と3人で耕作されています。今回ブドウの農地を得て耕作していくということで営農計画を立てられています。

機材については、揃えられていて、従事人数はブドウの栽培に経験のある本人と息子夫婦の合わせて3人で年間300日の計画です。現地も管理されており来年も作付けできる状態です。申請後も耕作については問題無いと判断します。

現地確認委員は植野委員です。

3件目です。地図⑤3条許可をご参照ください。

地区名は、駒ヶ谷地区 申請地は、羽曳野市誉田1565番1

地目は、畑 面積は、3,038㎡

譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

現地は、駒ヶ谷地区内にある誉田地番飛地に位置する調整区域内農地です。

現地は、誉田飛地に位置しており周辺はブドウ畑が広がる丘陵地にあります。

譲受人と譲渡人は、親子の関係で、父親の農地の持分を息子へ全部移転するものです。両人は、柏原市内で農地を所有しており、耕作証明書も提出済みです。

土地の権利移転のみで営農計画に変更が生じるものではなく、引き続き耕作を継続されるものとして、現地の状況ではブドウの栽培を毎年継続しており管理されていますので、今後も耕作していくことについては、問題はないと判断致します。

誉田地番となっておりますが飛地となっております、駒ヶ谷地区の植野委員に現地

	確認をいただいております。 4 件目です。地図⑥3 条許可をご参照ください。 地区名は、西浦地区です。 申請地は、 羽曳野市西浦 1 3 4 8 番 1 地目は、田 面積は、1, 0 3 0 m² 羽曳野市西浦 1 3 4 9 番 2 地目は、田 面積は、1 6 m² 羽曳野市西浦 1 3 4 9 番 6 地目は、田 面積は、5 8 6 m² 譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。 現地は、西浦地内に位置する調整区域内農地です。 申請の目的については、申請地は市民農園になっており、譲渡人から農園の管理にあたり兼業していることもあり、市外在住のため難しくなっており、親族の農業経験のある者に所有権を渡し、農園管理を引き継いでもらいたいと相談が当局にあったものです。市長部局とも協議を行い、農地法 3 条の許可申請をすることで対応することになりました。 譲受人は、両親が農業従事者であったので本人も 2 0 年間従事した経験があります。当局は市民農園となっていますが、今後閉園した場合でも耕作を行うにあたり、経験や実績がある方が条件で確認を行うと、親族以外での引き継ぐ方がいないとの事で、親族の譲受人の方しか条件を満たす方がいないので、計画を確認すると、従事日数 3 0 0 日と通作距離 1 5 分であることを確認した結果、問題は無いと判断いたしました。 現地確認委員は、辻本委員です。 5 件目です。地図⑦3 条許可をご参照ください。 地区名は、駒ヶ谷地区 申請地は、羽曳野市駒ヶ谷 5 8 5 番 8 地目は、畑 面積は、3 9 6 m² 譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。 現地は、駒ヶ谷地内の広域農道付近にある市街化調整区域です。 農地の所有者は市外在住者で、以前より遠方でもあり通作が困難なのでこのままでは管理できないと相談を受けておりました。今回同地内で以前から農地を借りてブドウ栽培にて規模拡大を続けている譲受人から所有権移転が所有者と合意に至ったことで申請をされました。 農地の状況は、丘陵地にありブドウ棚もあり管理されており、来年も栽培出来る状態でした。現地確認委員の植野委員とも現地で立会して確認しています。 譲受人についても今後従事するにあたり営農計画等は実績のある農家の方なので問題無いものと判断します。 以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。
奥野議長	1 件目の駒ヶ谷地区の農地法第 3 条の規定による許可申請について地元委員いかがですか。
地元委員	1 0 月 3 1 日に現地確認に行ってきました。ハウス栽培をされているブドウですね、きれいにされていますので、ここは引続き息子さんがされるということでまた、きちんと耕作されると思いますので、問題ないと思います。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。

他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、1件目の駒ヶ谷地区の農地法第3条の規定による許可申請について原案どおり可決決定いたします。
奥野議長	2件目の駒ヶ谷地区の農地法第3条の規定による許可申請について地元委員いかがですか。
地元委員	10月29日に現地確認しております。譲受人は二人男の子がおりまして、その人らが十分ブドウの出荷、一生懸命やっておられます。特に問題はございません。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、2件目の駒ヶ谷地区の農地法第3条の規定による許可申請について原案どおり可決決定いたします。
奥野議長	3件目の駒ヶ谷地区の農地法第3条の規定による許可申請について地元委員いかがですか。
地元委員	これも10月29日に現地確認しておりますけども、特にこれも問題ございません。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、3件目の駒ヶ谷地区の農地法第3条の規定による許可申請について原案どおり可決決定いたします。
奥野議長	4件目の西浦地区の農地法第3条の規定による許可申請について地元委員いかがですか。
地元委員	今月の3日に行ってきました、きれいに皆さん借りられていてちゃんと育てられているので問題ないと思います。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、4件目の西浦地区の農地法第3条の規定による許可申請について原案どおり可決決定いたします。
奥野議長	5件目の駒ヶ谷地区の農地法第3条の規定による許可申請について地元委員いかがですか。
地元委員	これも10月29日にそして、少しわかりにくい所なので、11月5日も確認に行ってみまして、譲受人は法人格でたくさん土地を使用しているのですけども、3年間、法人登記してから購入できないという話がありまして、今回は個人で購入するということで、現地を見ましたところ、大粒のブドウを植えています。そういうことで特に問題ございません。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。

他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、5件目の駒ヶ谷地区の農地法第3条の規定による許可申請について原案どおり可決決定いたします。
奥野議長	議案第25号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第25号農地法第5条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。 地図⑧第5条許可をご参照ください。 地区名は、西浦地区です。申請地は、西浦三丁目1882番 地目は、田 面積は、1,054㎡です。 譲受人、譲渡人は議案書のとおりです。 本件は、市街化調整区域内の農地について、所有権移転を行い、譲受人が転用行為を行うものです。 転用目的は、露天駐車場 権利の種類は、所有権移転の設定 農地区分は、第3種農地に該当し、転用可能区域であるものと判断いたします。 申請地は、国道外環状線西側の西浦三丁目地内にある医療ビルの北側に位置しています。 転用目的は、医療ビルを経営する法人の代表者である譲受人が、医療ビルへの外来患者が多くなり駐車場が満車の状態で周辺の道路まで渋滞しており、早急に駐車場を確保する必要が生じたものです。 申請地の両隣接は医療ビルの駐車場になっており、接道は北側に幅員3mの市道が進入路となります。 排水関係については、市道側にある対側の水路に雨水を流れ込むようにしており、地元水利組合からも同意をいただいております。 転用を行う事業としての資産については、法人の残高証明書を添付しており十分な資力を確認しており、事業完遂に支障無いと思われれます。 また、事前に西浦地区農業委員の皆様との現場確認を行い、申請において支障ないことを説明し異議ありませんでしたので、問題は無いと判断いたします。 説明は以上です。ご審議願います。
奥野議長	西浦地区の農地法第5条の規定による許可申請について地元委員いかがですか。
地元委員	ちょうど農地パトロールが5日の日にありましたので、その時に現場の方、地区委員さんと確認させていただきました。 事務局の方から説明を受けまして、両方の露天駐車場の真ん中に位置している田んぼですので問題ないと思います。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、西浦地区の農地法第5条の規定による許可申請について許可やむを得ないものと意見を付して大阪府知事へ進達いたします。
奥野議長	これをもちまして、報告・議案の審議は終了いたします。

【閉会 14：27】